

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 須田 健嗣	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提出書面 平成26年4月22日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月22日～4月21日） ・ウォリック大学でのEU法と環境問題（EU Law and the Environment） の受講（3月24日～28日）		
キーワード欄 ・EU法と環境問題（EU Law and the Environment）		

平成26年4月22日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

東京地方裁判所判事補 須田 健嗣

報告書簡 (第6回)

1 ウォリック大学での「EU法と環境問題」の受講

3月24日から28日までの5日間、[REDACTED]が担当する「EU法と環境問題 (EU Law and the Environment)」を受講した。同科目の受講については情報の蓄積に乏しいと思われるため、以下、やや詳しく報告する。

EU法と環境問題は、ウォリック大学大学院に設置された、(法律学ではなく)生命科学専攻者向けの科目である。一般に、英国の大学院には、本来的な研究課程 (Research Course/Degree) に加え、修士論文のテーマや専門的な研究分野を定める際の手助けとするためのコース (Taught Masters) が存在する。同科目は、この Taught Masters に位置付けられるもので、その目的は、環境問題やその背景にある社会政策と自然科学とを架橋しながら、学生に対し、新たな研究の視点を提供することにある。

授業は、3月24日から28日までの5日間、1コマあたり120分の短期集中型で行われた。受講生は7名 (男性3名、女性4名) と小規模で、[REDACTED]の講義を軸としながらも、教授と受講生の意見交換が活発になされていた。また、修士論文のテーマ選定や情報収集の仕方、さらには、論文における項目立ての在り方や引用の仕方などに至るまで個別具体的な指導・助言がなされており、日本法のセミナー

以上にアットホームな雰囲気の中で、非常にきめ細やかな指導がなされていた。

講義内容は、生命科学専攻向けであることも踏まえ、英国の裁判制度、EUの環境関連組織の概観や、法律と自然科学の相違点といったところから始まり、その後、地球温暖化、農業、水資源といった各論について、規制の枠組みや各国の対応や問題点、裁判例（憲法行政法の講義でも取り上げた Marcic 事件など）を紹介していく、というものであった。講義のほかにも、受講生との対話や研究指導にも対応の時間が充てられたが、科目全体を通じて [REDACTED] が強調されていたのは、政治と法律の結びつきに比べて、自然科学と政治の結びつきは十分とはいえない、自然科学の知見が政治（政策）や法律にも積極的に取り入れられるよう相互に理解しようとする努力が必要である、修士論文もその後の研究も、実際の政治を動かすことをも視野に入れた調査検討が求められる、ということであった。

2 その他

本報告期間中に英国の司法統計調査を完了したほか、現在は、英国司法制度資料の更新作業に着手したところである。引き続きこの点の検討を進めるとともに、英国の裁判手続にもなるべく多く触れるよう努めた。

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 須田 健嗣	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提 出 書 面 平成26年5月22日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月22日～5月21日） ・ マジストレイツ・コートでの刑事裁判傍聴 ・ ウォリック大学での日本法及び憲法行政法の受講（4月24日～5月7日）		
キーワード欄 ・ マジストレイツ・コート ・ 刑事裁判傍聴 ・ 日本法 ・ 憲法行政法		

平成26年5月22日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

東京地方裁判所判事補 須田 健嗣

報告書簡 (第7回)

1 マジストレイツ・コートでの刑事裁判傍聴

本報告期間中は、のちに報告するウォリック大学での日本法及び憲法行政法の復習クラスを別とすれば、大学の講義自体は終了していたため、主にマジストレイツ・コート（日本の簡易裁判所に相当）での刑事裁判傍聴に充てた。

処理件数が多いため、罪状認否から、法律扶助や身柄に関する手続、管轄裁判所の選択、量刑手続に至るまで、一連の手続を傍聴することも比較的容易であり、これまで学んできた刑事手続に関する知識と関連させながら、あるいは、傍聴していて理解できなかった点を基本書やコンメンタール等で確認しながら、手続の運用についてより深く理解することができている。

マジストレイツ・コートが担当する事件の内容としては、DV、自動車関連の軽犯罪（無保険など）、税金の不払いに関するものが圧倒的に多いが、このうち、DV事件の被告人について、裁判所の接近禁止命令（restraining order）違反者が極めて多いことが気にかかる。この種犯罪の保釈についても、被害者への接触禁止等を条件として柔軟に許可されている印象を受けるが、禁止命令の効果も検証しながら、適正な身柄の取扱いを考える必要があるように思われる。

手続の運用に関しては、必ずしも裁判官が法曹資格を有しないという

こともあってか、書記官の関与が非常に積極的である。開廷直前には、事件ごとに事件の概要と当該期日の進行予定を確認しており、裁判官（治安判事）も、法律的な部分などについて書記官に確認しながら手続を進めていることが少なくない。また、禁止命令の内容が必ずしも十分でないと思われたときには、即座に裁判官にその旨を伝え、あるいは、手続中に被告人が裁判官に質問をしようとするや、まずは弁護人と相談するよう指示するなど、裁判の内容や訴訟指揮に関する部分についても、書記官が臨機応変に対応していることが印象的である。

このほか、設備面について、日本の法廷とは異なり、被告人席は法廷内に設置されたガラス張りの小部屋（Dock）に用意されているが、幅50cm程度の各ガラス板の間に3cm程度の隙間があり、この隙間から、公判中の関係書類の授受や弁護人との打ち合わせもなされているため、特段の不都合等は感じられない。

2 ウォリック大学での日本法及び憲法行政法の受講

ウォリック大学において、これまで受講してきた日本法及び憲法行政法の復習クラス（revision lectures）に出席した。

これらの復習クラスは、学生から質問があった点に関する補足説明や、特に重要な点の復習などを目的とするもので、日本法につき1コマ、憲法行政法につき3コマが充てられている。学習内容の記憶喚起に役立つことはもとより、試験目的の説明や試験のアドバイスも含まれているため、試験を目前に控えた学生にとって、学習内容を定着させるのに有意義である（なお、試験の目的は、「基本的な知識を身につけていることは、既に提出してもらったレポートで判断できている。試験では、それらの知識を前提として、自分なりの分析・考察を試みてほしい。」とのことであった。）

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 須田 健嗣	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提 出 書 面 平成26年7月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月22日～7月1日） ・ 国際司法裁判所（the International Court of Justice）見学（6月26日） ・ 在オランダ日本大使館訪問（6月26日） ・ 国際刑事裁判所（the International Criminal Court）見学（6月27日） ・ 英国司法制度資料の更新作業		
キーワード欄 ・ 国際司法裁判所（the International Court of Justice） ・ 在オランダ日本大使館 ・ 国際刑事裁判所（the International Criminal Court）		

平成26年7月2日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

東京地方裁判所判事補 須田 健嗣

報告書簡 (第8回)

1 オランダ・ハーグ訪問

本報告期間中、在オランダ日本大使館児玉禎治一等書記官のご厚意により、他の欧州留学中の研究員と共に、オランダ・ハーグ所在の国際司法裁判所及び国際刑事裁判所並びに在オランダ日本大使館を訪問させていただいた。

(1) 国際司法裁判所 (the International Court of Justice)

国際司法裁判所では、建物内部及び法廷を案内していただいた上で、小和田恆国際司法裁判所裁判官から講義をいただいた。その内容は、日本の裁判官向けにということで、国内で裁判をする上で国際法を意識することの重要性を説くものであり、具体的には、規範・秩序・裁判という3つの観点から、国際法と国内法の関係を説明するものであった。すなわち、国際法については、国家間を律する法であるとするのが伝統的な理解であったが、グローバリゼーションが進み、国家と国家ではなく一定の社会と社会の関係を規律するもの、あるいは特定の社会における個人の行動規範を示すものへと変容していること、そのことに伴い、国際法と国内法の適用領域が重複する場面も増え、国際法と国内法とが抵触した場合の秩序維持をどのように実現するかが重要になっていることなどを、日本国憲法第98条の解釈やテロリストの財産差押えといった具体例を織り交ぜながら説明していた

だいた。さらに、我が国がはじめて国際司法裁判所の訴訟当事国となった南極海における調査捕鯨の事件に関しても、議論の分かれ目などを解説していただいた。

(2) 国際刑事裁判所 (the International Criminal Court)

国際刑事裁判所では、建物内部及び法廷を案内していただいた上で、[redacted] にご挨拶をし、さらに、裁判部、検察局、書記局の職員から各部局の職務内容等に関するご説明をいただいた。国際刑事裁判所では、国際関心事である重大な犯罪を取り扱うため、リロケーション（移住）など国際協力を要する大掛かりな証人保護プログラムを検討すべき場面があるとのことであり、また、希少言語を母語とする訴訟関係者（アフリカ系少数民族など）が少なくないため、そのような事案における適切な通訳・翻訳を迅速に確保するための方策も課題となっていることなど、証人保護と通訳・翻訳に関しては、国際刑事裁判所ならではの難しさを特に感じる場所であった。

なお、[redacted] 及び [redacted] におかれては、当日の夕食をご一緒していただくことができ、その席においても、多くの貴重なお話を伺うことができた。

(3) 在オランダ日本大使館

在オランダ日本大使館では、辻優大使にご挨拶をし、大使からは職務内容や近時の取り組みなどについてご説明いただいた。また、児玉書記官からも、書記官としての職務内容等についてご説明いただいた。

2 英国司法制度資料の更新作業

本報告期間中に、最高裁判所事務総局秘書課より依頼を受けていた英国司法制度資料の内容を更新する作業を完了した。家庭裁判所の創設や

治安判事の科刑権の拡大など、英国の司法制度は今なお大きな変革を続けているところであり、このような調査は、今後も引き続きなされるべき重要なものとする。

以 上